

組織犯罪対策の推進

第2章 CHAPTER 2



第1節

暴力団対策

1 暴力団情勢

暴力団は、近年、伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業等や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、暴力団と共生する者^(注1)を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っている。

さらに、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪も後を絶たず、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

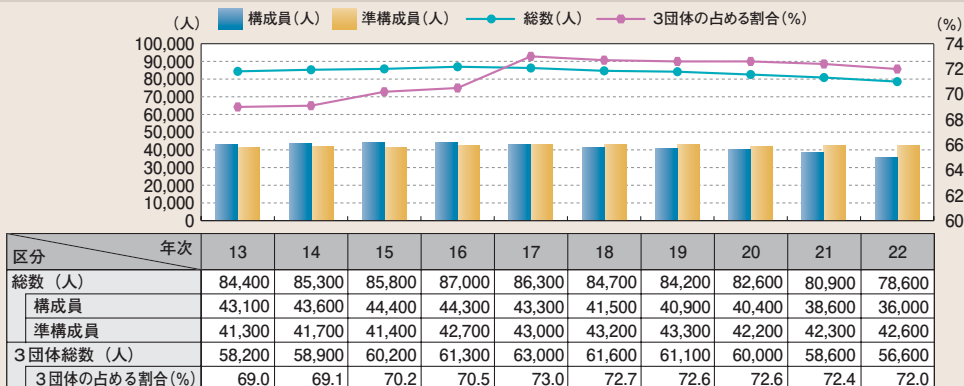
警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の効果的な運用及び暴力団排除活動を強力に推進している。加えて近年は、暴力団排除のための施策を幅広く盛り込んだ条例を制定する地方公共団体が相次ぐなど、社会が一体となった暴力団排除の気運が高まっている。

(1) 暴力団構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員^(注2)(以下「暴力団構成員等」という。)の推移は、図2-1のとおりである。その総数は、平成8年から16年にかけて緩やかに増加してきたが、17年から減少している。

22年中の山口組、住吉会及び稲川会の3団体の暴力団構成員等の数は、18年から減少しているが、総数に占める割合は7割以上に及んでおり、依然として寡占状態にある。中でも山口組の暴力団構成員等の数は暴力団構成員等の総数の44.4%^(注3)を占めている。

図2-1 暴力団構成員等の推移(平成13~22年)



注：3団体の占める割合=3団体総数÷総数×100

注1：暴力団に資金を提供するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループの存在がうかがわれる。これらの者は、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の威力、資金力等を利用して自らの利益拡大を図っており、言わば暴力団と共生する者となっている。

注2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

注3：山口組の暴力団構成員等の数は、全ての暴力団構成員等の数の48.1%を占める。

(2)山口組の情勢

山口組は、その暴力団構成員等の数に加え、多くの暴力団と友誼関係^(注1)等を構築することにより、大半の暴力団に影響を及ぼし得る地位を獲得しており、山口組による一極集中の勢力関係が生じている。その山口組の傘下組織の一つである弘道会は、山口組を事実上支配し、山口組を一層強大化させる原動力となっている^(注2)。

(3)暴力団の解散・壊滅

平成22年中に解散・壊滅した暴力団の数は228組織、所属する暴力団構成員の数は1,472人であり、このうち山口組、住吉会及び稲川会の3団体の傘下組織の数は181組織(79.4%)、所属する暴力団構成員の数は1,260人(85.6%)である。

(4)暴力団の指定

平成23年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき22団体が指定暴力団として指定されており、22年中は、14団体^(注3)が7回目の指定を受けた。

表2-1 指定暴力団一覧表(22団体)

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>六代目山口組</p> <p>①兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 ②篠田 建市 ③1都1道2府41県 ④約17,300人</p>  | <p>稲川会</p> <p>①東京都港区六本木7-8-4 ②辛 炳圭 ③1都1道18県 ④約4,500人</p>  | <p>住吉会</p> <p>①東京都港区赤坂6-4-21 ②西口 茂男 ③1都1道1府16県 ④約5,900人</p>  | <p>四代目工藤會</p> <p>①福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12 ②野村 悟 ③3県 ④約630人</p>  |
| <p>四代目旭琉会</p> <p>①沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6 ②花城 松一 ③県内 ④約210人</p>  | <p>沖縄旭琉会</p> <p>①沖縄県那覇市辻2-6-19 ②富永 清 ③県内 ④約300人</p>  | <p>六代目会津小鉄会</p> <p>①京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上8岩滝町176-1 ②馬場 美次 ③1道1府 ④約410人</p>  | <p>五代目共政会</p> <p>①広島県広島市南区南大河町18-10 ②守屋 頼 ③県内 ④約280人</p>  |
| <p>七代目合田一家</p> <p>①山口県下関市竹崎町3-13-6 ②金 教煥 ③3県 ④約160人</p>  | <p>四代目小桜一家</p> <p>①鹿児島県鹿児島市甲突町9-1 ②平岡 喜榮 ③県内 ④約100人</p>  | <p>四代目浅野組</p> <p>①岡山県笠岡市笠岡615-11 ②森田 文靖 ③2県 ④約130人</p>  | <p>道仁会</p> <p>①福岡県久留米市京町247-6 ②小林 哲治 ③4県 ④約850人</p>  |
| <p>二代目親和会</p> <p>①香川県高松市塩上町2-14-4 ②吉良 博文 ③県内 ④約60人</p>  | <p>双愛会</p> <p>①千葉県市原市潤井戸1343-8 ②塩島 正則 ③2県 ④約230人</p>  | <p>三代目俠道会</p> <p>①広島県尾道市山波町3025-1 ②渡邊 望 ③6県 ④約170人</p>  | <p>太州会</p> <p>①福岡県田川市大字弓削田1314-1 ②日高 博 ③県内 ④約180人</p>  |
| <p>八代目酒梅組</p> <p>①大阪府大阪市西成区太子1-3-17 ②南 與一 ③府内 ④約80人</p>  | <p>極東会</p> <p>①東京都豊島区西池袋1-29-5 ②曹 圭化 ③1都1道13県 ④約1,100人</p>  | <p>二代目東組</p> <p>①大阪府大阪市西成区山王1-11-8 ②滝本 博司 ③府内 ④約180人</p>  | <p>松葉会</p> <p>①東京都台東区西浅草2-9-8 ②荻野 義朗 ③1都1道8県 ④約1,200人</p>  |
| <p>三代目福博会</p> <p>①福岡県福岡市博多区千代5-18-15 ②金 寅純 ③4県 ④約280人</p>  | <p>九州誠道会</p> <p>①福岡県大牟田市上官町2-4-2 ②朴 政浩 ③1都5県 ④約380人</p>  | <p>【凡例】</p> <p>①主たる事務所の所在地 ②代表する者(代表する者に代わるべき者を含む) ③勢力範囲 ④構成員数</p> | |

注1：各指定暴力団の名称及び表中の①②については平成23年6月1日現在のもの、③④については平成22年末のものである。

2：平成22年末における全暴力団構成員数(約36,000人)に占める指定暴力団構成員数(約34,600人)の比率は96.1%である。

注1：他団体との間で、首領、幹部同士が擬制的血縁関係を結び義兄弟になるなどして作り上げられる関係をいう。

2：山口組・弘道会対策については113頁参照

3：六代目山口組、稲川会、住吉会、四代目工藤會、四代目旭琉会(指定時は三代目旭琉会)、沖縄旭琉会、六代目会津小鉄会、五代目共政会、七代目合田一家、四代目小桜一家、四代目浅野組(指定時は三代目浅野組)、道仁会、二代目親和会及び双愛会

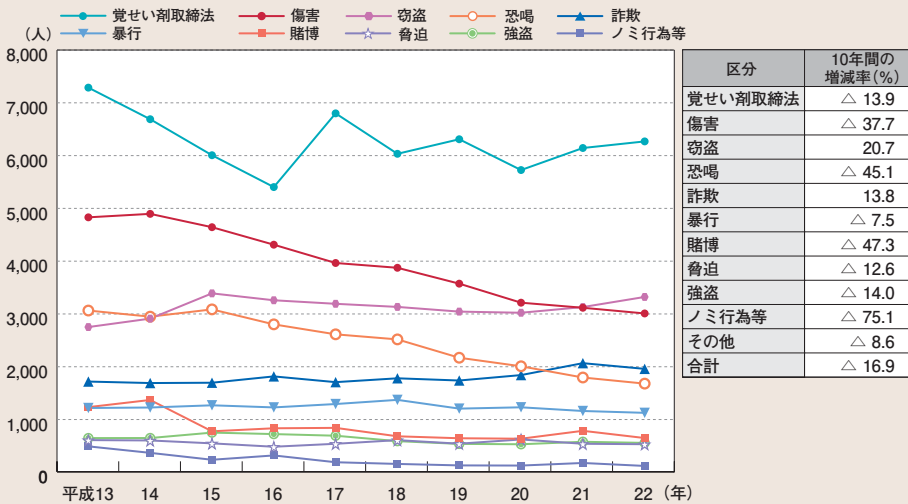
2 暴力団犯罪の取締り

(1) 検挙状況

暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移は、図2-2のとおりである。

平成13年以降、検挙人員の多い罪種は、覚せい剤取締法違反、窃盗、傷害、詐欺及び恐喝の5つの罪種であり、これに変化はないが、恐喝、賭博及び公営競技関係4法^(注)違反(ノミ行為等)の検挙人員が減少傾向である一方、窃盗及び詐欺の検挙人員が増加傾向であることから、暴力団が資金獲得の手段を変化させている状況がうかがわれる。

図2-2 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移(平成13~22年)



(2) 対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件

対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生事件数等の推移は、表2-2のとおりである。平成22年中、対立抗争事件の発生はなかった。また、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は17回発生し、これにより9人が死傷した。

表2-2 対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生事件数等の推移(平成13~22年)

| 区分 | | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|----|
| 対立抗争 | 発生事件数(事件) | | 5 | 7 | 7 | 6 | 6 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 |
| | 発生回数(回) | | 81 | 28 | 44 | 31 | 18 | [15] | 18 | 6 | 4 | 0 |
| | うち銃器使用 | | 71 | 21 | 32 | 19 | 11 | [8] | 12 | 3 | 1 | 0 |
| | | (%) | (87.7) | (75.0) | (72.7) | (61.3) | (61.1) | ([53.3]) | (66.7) | (50.0) | (25.0) | |
| | | 死者数(人) | | 4 | 2 | 7 | 4 | 2 | 0 | 8 | 3 | 2 |
| | 負傷者数(人) | | 15 | 14 | 15 | 12 | 4 | [6] | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 銃器発砲 | 発砲事件数(事件) | | 178 | 112 | 104 | 85 | 51 | 36 | 41 | 32 | 22 | 17 |
| | 死者数(人) | | 24 | 18 | 28 | 15 | 7 | 2 | 12 | 8 | 6 | 6 |
| | 負傷者数(人) | | 20 | 20 | 27 | 12 | 6 | 8 | 7 | 5 | 8 | 3 |

注1：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
 注2：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。
 注3：()内は、銃器使用率を示す。
 注4：18年中に発生した道仁会と九州誠道会との間の内紛や対立による襲撃事件等とみられる事件に関するものについては、[]内に計上した。

注：競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法

(3) 資金獲得犯罪

警察では、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、各種の事業活動に進出している暴力団や暴力団と共生する者等に対する取締りを推進している。

① 社会情勢の変化に応じた資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした不当要求、振り込め詐欺、強盗、窃盗のほか、最近の経済不況下における各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。

② 経済活動を装った資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団と共生する者と結託するなどして、暴力団の威力を背景としつつ、一般の経済取引を装い、貸金業法違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等様々な資金獲得犯罪を行っている。

③ 伝統的資金獲得犯罪

近年、暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等のいわゆる伝統的資金獲得犯罪による検挙人員の占める割合は依然として一定の割合を占めている。

表2-3 暴力団構成員等に係る伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の推移(平成13～22年)

| 区分 | 年次 | | | | | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | |
| 暴力団構成員等の総検挙人員(人) | 30,917 | 30,824 | 30,550 | 29,325 | 29,626 | 28,417 | 27,169 | 26,064 | 26,503 | 25,686 | |
| 伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人) | 12,100 | 11,398 | 10,128 | 9,379 | 10,467 | 9,412 | 9,275 | 8,517 | 8,921 | 8,742 | |
| 覚醒剤 | 7,298 | 6,699 | 6,016 | 5,412 | 6,810 | 6,043 | 6,319 | 5,735 | 6,153 | 6,283 | |
| 恐喝 | 3,070 | 2,954 | 3,092 | 2,808 | 2,619 | 2,523 | 2,175 | 2,013 | 1,800 | 1,684 | |
| 賭博 | 1,238 | 1,374 | 780 | 837 | 845 | 685 | 648 | 639 | 789 | 652 | |
| ノミ行為等 | 494 | 371 | 240 | 322 | 193 | 161 | 133 | 130 | 179 | 123 | |
| 構成比(%) | 39.1 | 37.0 | 33.2 | 32.0 | 35.3 | 33.1 | 34.1 | 32.7 | 33.7 | 34.0 | |

注：構成比＝伝統的資金獲得犯罪の検挙人員÷暴力団員等の総検挙人員×100

コラム ① 山口組・弘道会対策

1 弘道会の概要

現在の山口組六代目組長が昭和59年に立ち上げた山口組の傘下組織で、主たる事務所は愛知県名古屋市にある。現在の山口組は、弘道会の初代会長が六代目組長、二代目弘道会会長が若頭^(注1)となっており、弘道会が山口組の主要ポストを押さえている状態にある^(注2)。

2 山口組・弘道会集中取締り等対策の推進

暴力団対策上、一極集中状態にある山口組の弱体化が急務であり、そのためには、山口組の強大化を支える弘道会の弱体化を図ることが不可欠である。警察では、組織を挙げて山口組・弘道会及びその傘下組織に対する取締り等を推進している。

事例

Case

弘道会会長(63)は、構成員らと共謀の上、建設業の男に因縁を付け、同人に対して「面倒を見るお代を出せ。」などと語気鋭く申し向け、暴力団の威力を示して4,000万円を喝取した。平成22年11月、同会長を恐喝罪で逮捕した(京都)。

注1：一般に、組長等の代表者以外で組織の運営を支配する地位にある者の筆頭者をいう。

注2：暴力団においては、傘下組織の組長等が同時に上位組織の幹部となっている状況がみられる。

3 暴力団対策法の運用

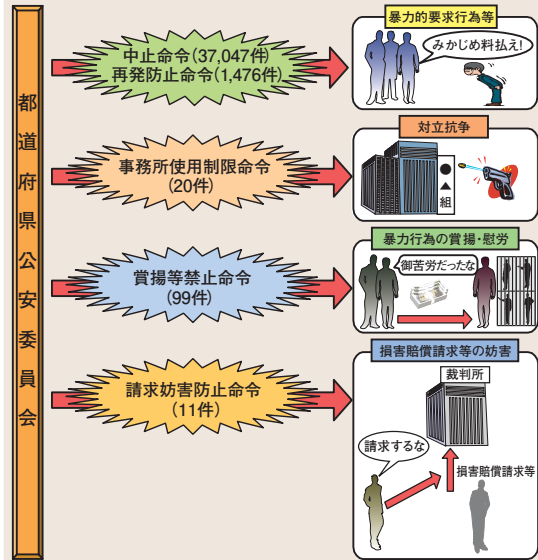
指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行った場合等には、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会は、中止命令等を発出することができる。

都道府県公安委員会が最近5年間に発出した中止命令等の発出件数は、表2-4のとおりである。

事例 Case

工藤会の事務所付近の住民の代表者が、当該事務所の管理者である工藤会幹部に対して事務所の撤去請求をしたところ組員が住民に対する威嚇行為を行ったことなどから、平成22年4月、県公安委員会は、当該請求の相手方である工藤会会長(63)ら3人に対し、1年間、請求者又はその配偶者等に危害を加える方法やその他不安を覚えさせるような方法で妨害してはならない旨命じた(福岡)。

図2-3 暴力団対策法に基づく命令の概要



注：()内は、暴力団対策法施行以降平成22年末までの発出件数を示す。

表2-4 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数(平成18~22年)

| 区分 | 年次 | 合計(件) | | | | | |
|----------|-------|------------|------------|-----------|-----------|------------|---------|
| | | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | |
| 形態別 | 9条 | 2,488(128) | 2,427(110) | 2,270(86) | 2,119(95) | 2,130(101) | |
| | 10条 | 792(36) | 764(25) | 796(20) | 721(18) | 734(27) | |
| | 12条の2 | 21 | 62(2) | 16 | 13 | 8(1) | |
| | 12条の3 | 237(24) | 223(16) | 170(14) | 176(14) | 159(14) | |
| | 12条の5 | 356(23) | 369(30) | 407(28) | 333(18) | 379(15) | |
| | 15条 | 24 | 35 | 43(2) | 49(4) | 46(4) | |
| | 16条 | 25 | 19 | 15(1) | 12 | 11 | |
| | 17条 | 93(2) | 86 | 72(1) | 87(1) | 82 | |
| | 20条 | 17(1) | 16(1) | 14(1) | 19 | 19 | |
| | 24条 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 29条 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | |
| | 30条の2 | 38(2) | 24 | 25(1) | 22 | 28 | |
| | 30条の5 | 13 | 4 | 7 | 8 | 7 | |
| | 10条 | (0) | (1) | (0) | (0) | (0) | |
| | 12条の2 | 273 | 247 | 255 | 279 | 247 | |
| | 12条の3 | (1) | (1) | (0) | (0) | (0) | |
| | 12条の5 | (4) | (0) | (1) | (0) | (3) | |
| | 15条 | 1(1) | 2(1) | 1 | 1 | 14(2) | |
| | 16条 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | |
| | 17条 | 63(1) | 68(9) | 23(2) | 24(2) | 43(3) | |
| | 20条 | 449(33) | 422(24) | 366(15) | 324(8) | 308(16) | |
| | 24条 | 44 | 50 | 34 | 31 | 29 | |
| | 29条 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | |
| | 30条の2 | 31 | 19 | 20 | 12 | 10 | |
| | 30条の5 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | |
| | 30条の2 | 8 | 12 | 3 | 6 | 6 | |
| | 30条の5 | - | - | (3) | (0) | (8) | |
| | 30条の5 | - | - | (61) | (30) | (8) | |
| | 団体別 | 六代目山口組 | 1,152(52) | 1,192(43) | 918(25) | 843(18) | 831(43) |
| | | 稲川会 | 377(41) | 341(25) | 372(29) | 330(24) | 313(29) |
| | | 住吉会 | 333(9) | 319(14) | 361(9) | 368(12) | 369(12) |
| | | 四代目工藤会 | 23(2) | 17(2) | 12(1) | 13 | 16(6) |
| | | 四代目旭琉会 | 15 | 10(2) | 15(1) | 4(12) | 11 |
| 沖繩旭琉会 | | 18(3) | 27(1) | 22 | 16(2) | 12 | |
| 六代目会津小鉄会 | | 34(4) | 10(2) | 4 | 17(13) | 12(3) | |
| 五代目共政会 | | 8 | 8 | 8 | 0 | 8 | |
| 七代目合田一家 | | 7(1) | 8(1) | 6(1) | 7 | 7(1) | |
| 四代目小桜一家 | | 1 | 0 | 2 | 1 | 5 | |
| 四代目浅野組 | | 5 | 1 | 2 | 2 | 4 | |
| 道仁会 | | 80(6) | 62(7) | 77(5) | 26(3) | 24(1) | |
| 二代目親和会 | | 5 | 2 | 2 | 1 | 3 | |
| 双葉会 | | 20(4) | 38(6) | 17(1) | 13(1) | 24 | |
| 三代目俠道会 | | 4 | 2(1) | 7 | 12(1) | 13 | |
| 太州会 | | 8 | 22(1) | 16(2) | 20(3) | 9(2) | |
| 八代目酒梅組 | | 0 | 3 | 1 | 4 | 5 | |
| 極東会 | | 47(1) | 28(1) | 41(3) | 61(1) | 69 | |
| 二代目東組 | | 17 | 18 | 24 | 10 | 11 | |
| 松葉会 | | 66(3) | 68(2) | 81(7) | 79(4) | 108(1) | |
| 三代目福博会 | 11(1) | 11 | 17(1) | 7(1) | 10(1) | | |
| 九州誠道会 | - | - | 13(1) | 17 | 12 | | |

注1：数字は、中止命令の件数であり、()内のうち、第15条は事務所使用制限命令、第30条の2は防止命令、第30条の5は禁止命令、その他は再発防止命令の外数である(平成21年以降の合計欄及び団体別欄の()内の数字は、事務所使用制限命令、防止命令、禁止命令及び再発防止命令の合計件数)。
 注2：団体名は、平成23年3月31日現在のものである。

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、あらゆる公共事業等の受注業者から暴力団関係企業等を排除するため、平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)(下請契約、再委託契約等に係るものを含む。)を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団員等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種業・取引等からの暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関と連携して、貸金業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を推進している。また、近年、各種業法等において、各種業等から暴力団関係企業等を排除するため、暴力団排除条項の整備が進んでいる。さらに、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)^(注2)及び平成22年12月のワーキングチームにおける申合せに基づき、関係機関が連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。金融業界、証券業界、建設業界等においては、指針を踏まえ、各団体及び事業者が、規約や契約書に暴力団排除条項の導入を図るなどの取組を推進している。

(3) プロスポーツ界における暴力団排除

相撲界において、(財)日本相撲協会が暴力団等排除対策委員会の発足や暴力団排除宣言の採択等の取組を行ったほか、プロ野球界においても、(社)日本野球機構がプロ野球暴力団等排除対策協議会にプロ野球選手会を加え改めて暴力団等排除宣言を採択するなど、プロスポーツ界において暴力団排除の動きが広がっており、警察では、関係機関と連携し必要な支援を実施している。

(4) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、地域住民等による暴力団事務所に対する撤去運動等を支援し、事務所を撤去させるなど、地域住民等に対する的確な支援を実施している。また、都道府県暴力追放運動推進センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟や事務所撤去訴訟等の民事訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。

コラム ② 暴力団排除に関する条例の制定

地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の制定が全国的に進み、平成23年3月までに46都道府県で制定された。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可等を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項をいう。

注2：企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてとりまとめたもの

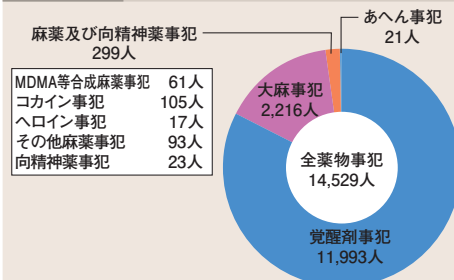
第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成22年中の薬物事犯の検挙人員は1万4,529人と、前年より418人(2.8%)減少したが、覚醒剤事犯の検挙人員が増加している。また、覚醒剤の密輸入事件の検挙件数は前年より減少したが、平成に入ってから21年、元年に次ぐ高水準であるなど我が国の薬物情勢は、依然として厳しい状況にある。

図2-4 薬物事犯の検挙人員(平成22年)



(1) 各種薬物事犯の情勢

① 覚醒剤事犯

平成22年中の覚醒剤事犯の検挙人員(注1)は、前年より増加し、全薬物事犯の検挙人員の82.5%を占めている。また、粉末押収量及び錠剤押収量は、前年より減少した。

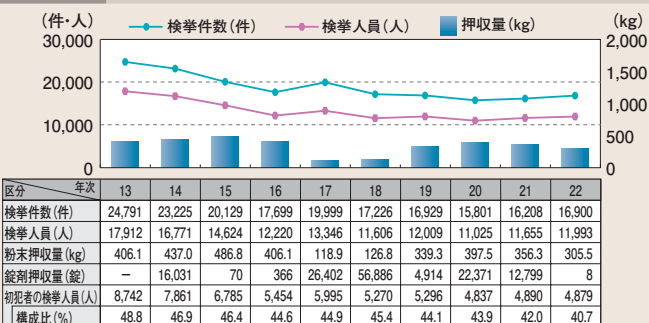
〈22年中の覚醒剤事犯の特徴〉

- ・ 検挙人員の59.3%が再犯者
- ・ 検挙人員の52.7%が暴力団構成員等
- ・ 所持・使用事犯の検挙人員が増加

② その他の薬物事犯

最近5年間の大麻事犯、MDMA(注2)等合成麻薬事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、表2-5のとおりである。

図2-5 覚醒剤事犯の検挙状況の推移(平成13~22年)



注1：構成比=初犯者の検挙人員÷検挙人員×100
 注2：検挙件数及び検挙人員には、覚醒剤事犯に係る麻薬特例法違反の検挙件数及び検挙人員を含む。
 注3：粉末押収量には、錠剤型覚醒剤は含まない。

表2-5 各種薬物事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

| 区分 | | 年次 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|------------|-----------|---------|---------|-----------|---------|--------|--------|
| 大麻事犯 | 検挙人員(人) | | 2,288 | 2,271 | 2,758 | 2,920 | 2,216 |
| | 押収量(kg) | 乾燥大麻 | 225.8 | 437.8 | 375.1 | 195.1 | 144.9 |
| | | 大麻樹脂 | 96.7 | 20.1 | 33.1 | 17.2 | 8.8 |
| 麻薬及び向精神薬事犯 | MDMA等合成麻薬 | 検挙人員(人) | 370 | 296 | 281 | 107 | 61 |
| | | 押収量(錠) | 186,226 | 1,233,883 | 217,172 | 85,688 | 17,326 |
| | コカイン | 検挙人員(人) | 72 | 99 | 98 | 116 | 105 |
| | | 押収量(kg) | 9.8 | 18.5 | 5.5 | 11.3 | 6.9 |
| | ヘロイン | 検挙人員(人) | 22 | 13 | 13 | 15 | 17 |
| | | 押収量(kg) | 2.3 | 1.8 | 1.0 | 1.2 | 0.3 |
| | 向精神薬 | 検挙人員(人) | 21 | 19 | 30 | 17 | 23 |
| | | 押収量(錠) | 17,311 | 13,072 | 48,031 | 2,918 | 17,524 |
| あへん事犯 | 検挙人員(人) | 27 | 41 | 14 | 28 | 21 | |
| | 押収量(kg) | 17.2 | 19.4 | 6.6 | 3.2 | 3.7 | |

注1：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反の検挙人員のうち、覚醒剤事犯に係るものを含む。

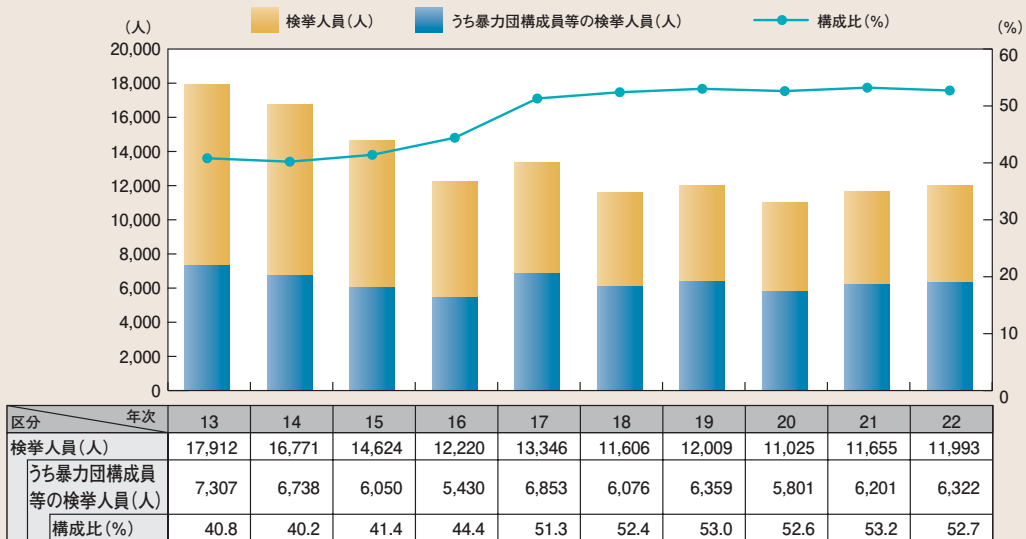
注2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxyamphetamine)」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

(2) 薬物犯罪組織の動向

① 薬物事犯への暴力団の関与

平成22年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は6,322人と、前年より121人(2.0%)増加し、覚醒剤事犯の全検挙人員の52.7%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、大麻事犯については、暴力団構成員等の検挙人員は691人と、前年より179人(20.6%)減少しているものの、全検挙人員の31.2%を占めており、暴力団構成員等が薬物事犯に幅広く関与していることがうかがわれる。

図2-6 暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員の推移(平成13～22年)



注：構成比＝暴力団構成員等の検挙人員÷検挙人員×100

② 来日外国人による薬物事犯

22年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は538人と、前年より39人(6.8%)減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員が全薬物事犯の71.2%を占めている。国籍・地域別でみると、イラン、フィリピン及びブラジルの比率が高く、3か国で全体の38.7%を占めている。イラン人の覚醒剤事犯の検挙人員は50人と前年より35人減少したが、このうち営利犯^(注)は70.0%を占め、他の国籍・地域の者と比べると著しく高率であり、依然としてイラン人が覚醒剤の密売に深く関わっている状況がうかがわれる。また、最近では、イラン人だけではなく、多国籍化した犯罪組織が密売を敢行する事案もみられる。

事例 Case

イラン人の男(25)ら密売グループは、住宅街の路上等において、覚醒剤や大麻を組織的に密売していた。密売グループから覚醒剤等を購入した日本人31人を覚せい剤取締法違反(所持)で逮捕するとともに、22年2月までに、同人ら密売グループ10人を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡)、大麻取締法違反(営利目的譲渡)等で逮捕(同人については、同年3月、より罰則の重い麻薬特例法違反(業として行う譲渡)に訴因変更)した(警視庁)。

注：営利目的所持、営利目的譲渡及び営利目的譲受け

(3)薬物密輸入事犯の現状

平成22年中の薬物密輸入事件の検挙件数は188件と、前年より72件(27.7%)減少した。

22年中の覚醒剤密輸入事件についてみると、検挙件数は132件、検挙人員は158人と、前年よりも減少したものの、過去10年間で最高となった前年に次ぐ検挙数である。

この背景には、我が国での根強い薬物需要と、暴力団や来日外国人犯罪組織と国際的な薬物犯罪組織等とのグローバルなネットワークの構築があると推認される。

表2-6 覚醒剤密輸入事件の検挙状況の推移(平成13~22年)

| 区分 | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|---------|--------------|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|
| 検挙件数(件) | | 46 | 16 | 47 | 102 | 27 | 63 | 65 | 77 | 164 | 132 |
| | うち航空機利用によるもの | 17 | 8 | 21 | 74 | 17 | 40 | 46 | 49 | 127 | 112 |
| 検挙人員(人) | | 56 | 20 | 65 | 120 | 40 | 77 | 90 | 97 | 219 | 158 |

① 密輸入事犯の手口

従来の船舶や国際郵便・国際宅配便を利用した密輸入のほか、最近では、薬物犯罪組織が募ったいわゆる運び屋が航空機の手荷物内に隠匿したり、身体に巻き付けたりするなどして密輸入を行う携帯密輸事犯が増加している。薬物犯罪組織は組織と比較的つながりの薄い者を選び屋に仕立て、これまで密輸事犯の検挙がなかった国内の地方空港等を利用して密輸を敢行するなど、手口を巧妙化し、密輸ルートを多様化させている。

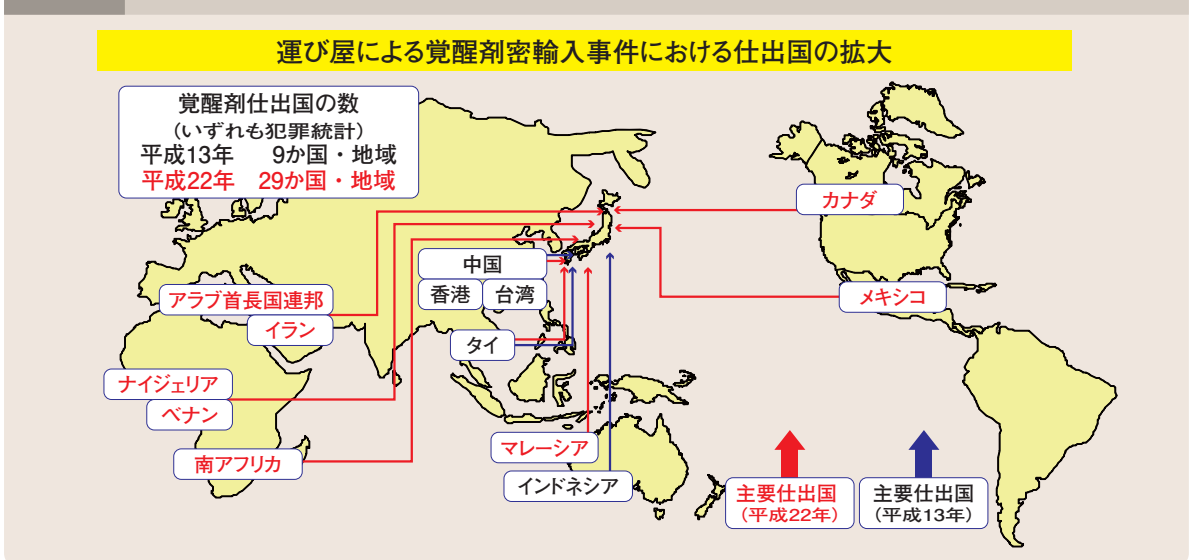
事例 Case

シンガポール人の女(53)は、22年2月、カンボジアから韓国を経由して福岡空港に到着した際の税関検査において、リュックサックの背当て部分に覚醒剤約2.2キログラムを隠匿していたことが発見された。同日、覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で逮捕した。女は、「密輸はカンボジアで知人の外国人に頼まれた。報酬を得る目的だった」と供述した(福岡)。

② 仕出国の多様化

国際航空網の発達等から覚醒剤の仕出国は、過去10年で中国等のアジア諸国から米州、中東、アフリカといった世界各地に拡大している。

図2-7 航空機利用の覚醒剤密輸入事件の仕出国



2 警察の薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行っている。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、コントロールド・デリバリー^(注1)、通信傍受等の効果的な捜査手法を活用した捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注2)やマネー・ローンダリング行為^(注3)の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

表2-7 コントロールド・デリバリーの実施件数(平成13～22年)

| 区分 | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 実施件数(件) | | 28 | 26 | 63 | 78 | 42 | 29 | 39 | 31 | 38 | 32 |

表2-8 麻薬特例法違反(業として行う不法輸入等)事件数の推移(平成13～22年)

| 区分 | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 第5条違反(業として行う不法輸入等)(事件) | | 18 | 43 | 32 | 45 | 47 | 40 | 38 | 52 | 35 | 31 |

注：第6条違反及び第7条違反については、129頁参照

(2) 需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神、身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものである。警察では、乱用者の取締りとともに、広報啓発活動を行い、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の周知と社会全体における薬物乱用を拒絶する気運の醸成を図っている。



薬物乱用防止キャンペーン

表2-9 薬物常用者による犯罪の検挙人員(平成21、22年)

| 年次 | 罪種 | | | | | | | | | | | | | | 特別法犯(人) | | |
|----|--------|-----|----|-----|----|----|-----|----|-----|--------|----|-----|-----|-----|---------|-----|-------|
| | 刑法犯(人) | 凶悪犯 | | | | | 粗暴犯 | | | | | 窃盗犯 | その他 | | 銃刀法 | その他 | |
| | | 殺人 | 強盗 | 放火 | 強姦 | 暴行 | 傷害 | 脅迫 | 恐喝 | 凶器準備集合 | | | | | | | |
| 22 | 805 | 59 | 17 | 35 | 2 | 5 | 174 | 33 | 84 | 15 | 42 | 0 | 372 | 200 | 4,183 | 25 | 4,158 |
| 21 | 858 | 72 | 10 | 57 | 4 | 1 | 184 | 28 | 99 | 14 | 43 | 0 | 373 | 229 | 3,942 | 23 | 3,919 |
| 増減 | △53 | △13 | 7 | △22 | △2 | 4 | △10 | 5 | △15 | 1 | △1 | 0 | △1 | △29 | 241 | 2 | 239 |

注：薬物常用者とは、覚醒剤、麻薬、大麻、あへん若しくは向精神薬を常用している者又はトルエン等の有機溶剤若しくはこれらを含有するシンナー、接着剤等を常的に乱用している者をいい、中毒症状にあるかどうかを問わない。

コラム ③ 薬物再乱用防止への取組

警察では、「薬物対策重点強化プラン」^(注4)の重点の一つに「薬物再乱用防止に向けた取組の強化」を挙げ、薬物事犯者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための基礎的な知識や相談先等を記載した資料を配付し、薬物再乱用防止に関する必要な情報提供を行っている。



配付資料

注1：取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法

注2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益の総体が没収・追徴の対象となる。

注3：129頁参照

注4：40頁参照

3 銃器情勢

平成22年中の銃器情勢は、一般国民や民間企業を対象とした暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が相次いで発生し、銃器を使用した事件^(注)も後を絶たず、依然として厳しい状況にある。

(1) 銃器発砲事件の発生状況

平成22年中の銃器発砲事件の発生件数は35件と前年より1件(2.9%)増加したものの、死傷者数は17人と、3人(15.0%)減少した。このうち、暴力団等によるとみられるものは17件と、全発砲事件の48.6%を占めている。

都道府県別の発生状況を見ると、東京都での発生が全体の25.7%を占めており、7件以上の発生があったのは、東京都(9件)及び福岡県(8件)であった。

図2-8 都道府県別銃器発砲事件の発生状況(平成22年)

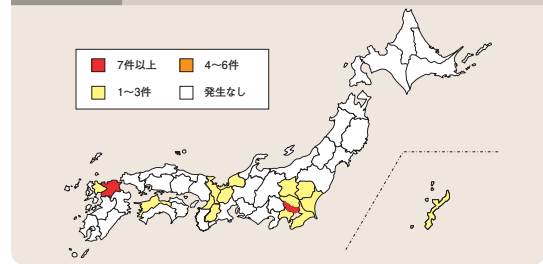
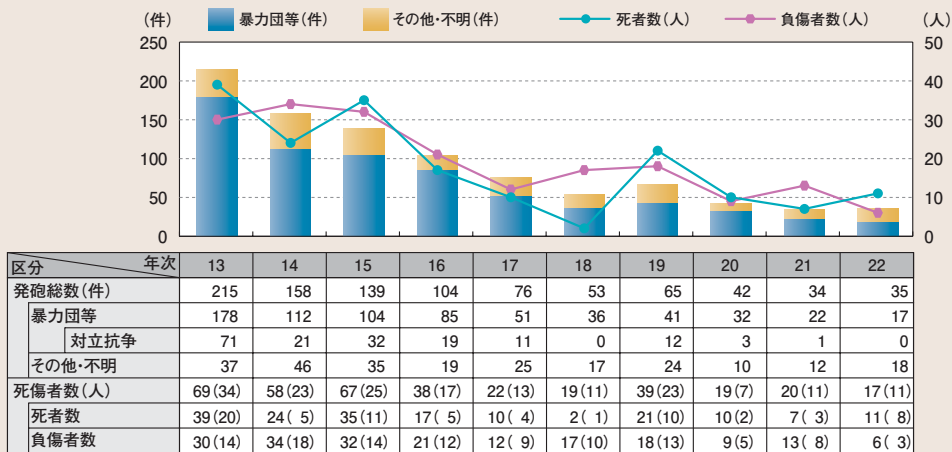


図2-9 銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移(平成13~22年)

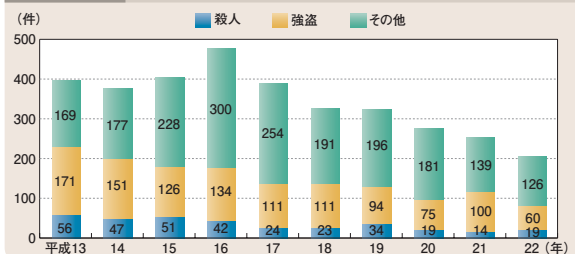


注1: 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
 注2: 「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
 注3: 「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。
 注4: ()内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器使用事件の認知件数

銃器を使用した事件の認知件数の推移は図2-10のとおりであり、平成17年から減少傾向にある。罪種別では、殺人は19件と、前年より5件増加し、強盗は60件と、前年より40件減少した。

図2-10 銃器使用事件の認知件数の推移(平成13~22年)



注: 銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃(銃砲刀剣類所持等取締法第2条第1項)をいう。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

4 警察の銃器対策

(1) 銃器の摘発

警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うなど、総合的な銃器対策を推進している。近年、拳銃の押収丁数が減少傾向にあるのは、暴力団等の犯罪組織が隠匿や密輸・密売の方法をますます潜在化・巧妙化させ、押収が困難になっていることによるものと考えられる。

① 拳銃の押収状況

拳銃押収丁数の推移は、図2-11のとおりである。平成22年中の暴力団構成員等からの押収丁数は全押収丁数の24.7%を占め、このうち45.9%が山口組からの押収であった。

② 武器庫事件の検挙状況

武器庫事件^(注1)の検挙状況の推移は、表2-10のとおりである。摘発した武器庫は、全て暴力団が組織的に管理していたものであり、暴力団構成員等の交友者宅や貸倉庫内に拳銃を隠匿するなど、組織管理の手法は一層巧妙化している。

図2-11 拳銃押収丁数の推移(平成13～22年)

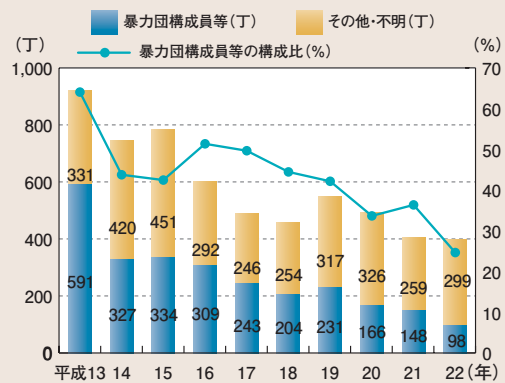


表2-10 武器庫事件の検挙状況の推移(平成13～22年)

| 区分 | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|----------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 検挙件数(件) | | 19 | 8 | 10 | 11 | 11 | 7 | 12 | 5 | 3 | 3 |
| 押収丁数(丁) | | 105 | 68 | 60 | 49 | 56 | 36 | 84 | 22 | 12 | 11 |
| 1か所当たりの隠匿丁数(丁) | | 5.5 | 8.5 | 6.0 | 4.5 | 5.1 | 5.1 | 7.0 | 4.4 | 4.0 | 3.7 |

③ 拳銃等密輸入事件の情勢

拳銃等密輸入事件(予備を含む。)の検挙状況の推移は、表2-11のとおりである。

表2-11 拳銃等密輸入事件の検挙状況の推移(平成13～22年)

| 区分 | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|---------|----|------|------|--------|------|------|-------|------|------|------|------|
| 検挙件数(件) | | 2(1) | 5(3) | 13(8) | 4(3) | 3(2) | 6(2) | 6(3) | 3(1) | 4(1) | 4(1) |
| 検挙人員(人) | | 5(3) | 7(5) | 17(10) | 5(4) | 5(4) | 14(8) | 7(4) | 3(1) | 4(1) | 4(1) |
| 押収丁数(丁) | | 0 | 10 | 13 | 4 | 4 | 12 | 3 | 1 | 1 | 0 |

注1：検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

注2：「検挙件数」欄及び「検挙人員」欄の()内は、拳銃密輸入事件(予備を含む。)の検挙件数及び検挙人員を内数で示す。

(2) 国民の理解と協力の確保

警察では、平成20年5月、広く国民から拳銃に係る情報提供を促すことを目的として「拳銃110番報奨制度」^(注2)を導入した。また、「銃器犯罪根絶の集い」^(注3)等の催しを開催したり、「ストップ・ガン・キャラバン隊」^(注4)等の民間ボランティア団体と連携した活動を行ったこと、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛けている。



銃器犯罪根絶の集い

注1：組織管理に係る3丁以上の拳銃を押収した事件

注2：全国統一のフリーダイヤル番号(0120-10-3774：ジュウミナナシ)を設定し、各都道府県警察で通報を受け付け、提供された情報の内容や捜査への協力の度合いに応じて報奨金を支払うもの

注3：警察庁と都道府県銃器対策本部等が毎年度共催している催し。平成22年7月に東京都八王子市で第16回大会が開催された。

注4：銃器犯罪の被害者の遺族や関係者、銃器問題に深い関心を持つ研究者等で構成するボランティア団体。

1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 全般的傾向

平成22年中の来日外国人犯罪の検挙件数は1万9,809件、検挙人員は1万1,858人と、それぞれ前年より8,027件(28.8%)、1,399人(10.6%)減少した。しかし、来日外国人犯罪の情勢が比較的平穩に推移していた昭和から平成初期までと比べると、件数が元年の約3.4倍、人員が約2.6倍と大きく増加しており、来日外国人犯罪の検挙状況は、依然として高い水準にある。

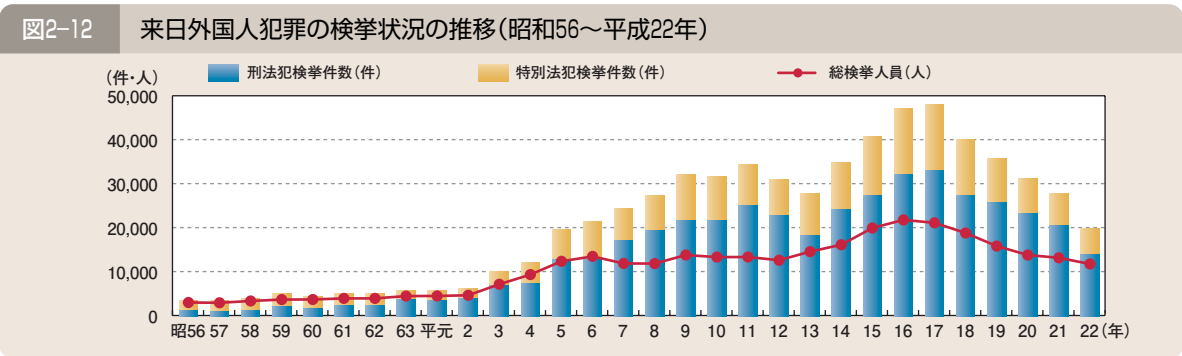
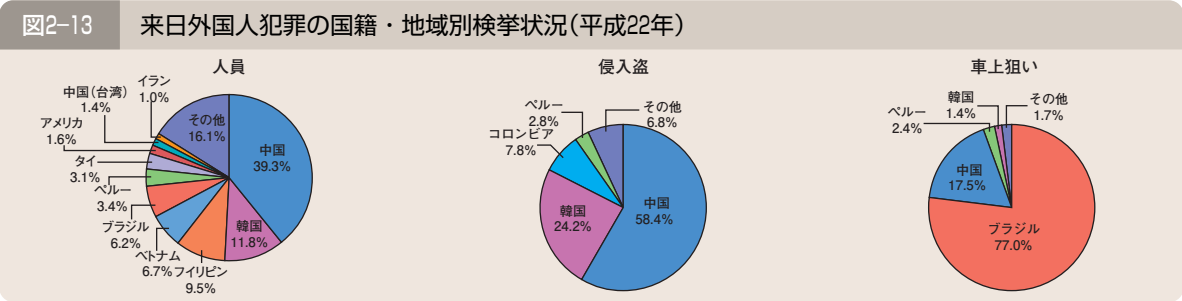


表2-12 来日外国人犯罪の検挙状況の推移(平成13～22年)

| 区分 | 年次 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総検挙 | 件数(件) | 27,763 | 34,746 | 40,615 | 47,128 | 47,865 | 40,128 | 35,782 | 31,252 | 27,836 | 19,809 |
| | 人員(人) | 14,660 | 16,212 | 20,007 | 21,842 | 21,178 | 18,872 | 15,914 | 13,885 | 13,257 | 11,858 |
| 刑法犯 | 件数(件) | 18,199 | 24,258 | 27,258 | 32,087 | 33,037 | 27,453 | 25,730 | 23,202 | 20,561 | 14,025 |
| | 人員(人) | 7,168 | 7,690 | 8,725 | 8,898 | 8,505 | 8,148 | 7,528 | 7,148 | 7,190 | 6,710 |
| 特別法犯 | 件数(件) | 9,564 | 10,488 | 13,357 | 15,041 | 14,828 | 12,675 | 10,052 | 8,050 | 7,275 | 5,784 |
| | 人員(人) | 7,492 | 8,522 | 11,282 | 12,944 | 12,673 | 10,724 | 8,386 | 6,737 | 6,067 | 5,148 |

(2) 国籍・地域別検挙状況

平成22年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国(台湾、香港を除く。)が最も多く、検挙人員の約4割を占めている。刑法犯検挙件数を罪種別にみると、侵入盗では中国が58.4%、車上狙いではブラジルが77.0%となっているなど、罪種によって高い比率を占める国が異なっている。



(3)不法残留者、不法入国者及び不法上陸者等の状況

不法残留者の数については、警察を含む関係機関による総合的な施策により減少しており、平成23年1月1日現在、7万8,488人と、過去5年間で11万5,257人(59.5%)減少した。

しかし、依然として我が国には多数の不法滞在者^(注)が存在していることから、警察では、不法滞在者に対する取締りを強化するとともに、入国管理局との合同摘発を積極的に推進している。

図2-14 入管法違反の検挙状況の推移(平成18~22年)

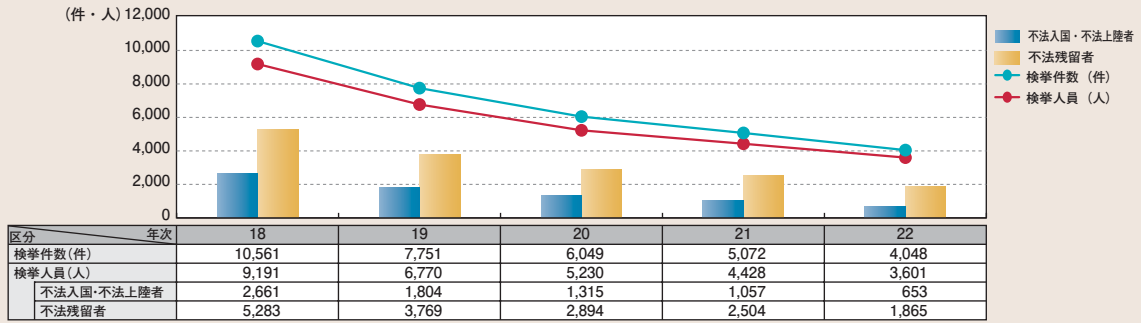
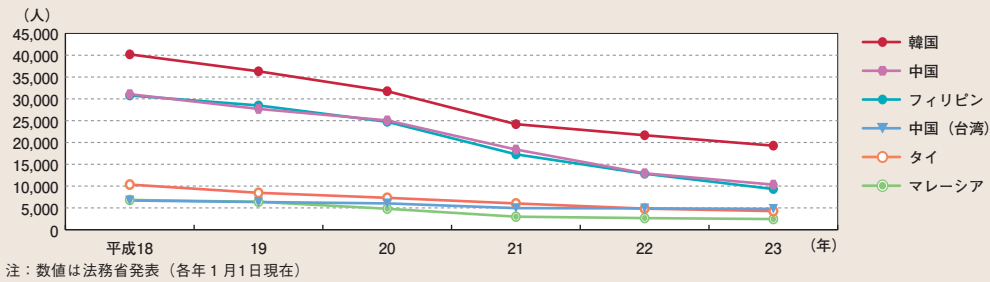


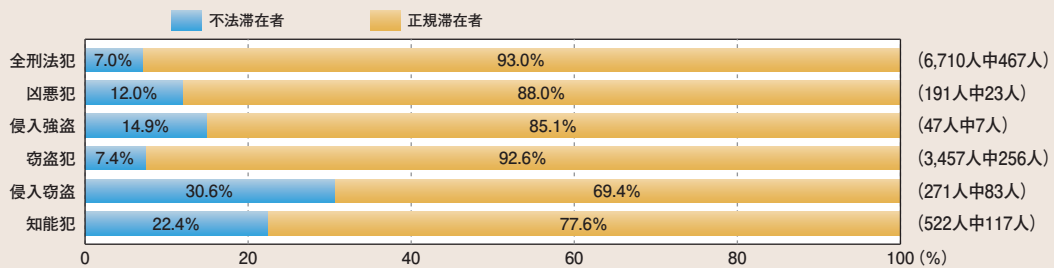
図2-15 国籍・地域別の不法残留者数の推移(平成18~23年)



(4)不法滞在者による犯罪

平成22年中の来日外国人刑法犯に占める不法滞在者の割合は7.0%であるが、罪種別にみると、侵入窃盗では30.6%、侵入強盗では14.9%となるなど、国民に強い不安感を与える身近な犯罪への不法滞在者の関与が依然として高い水準にある。

図2-16 来日外国人刑法犯の検挙人員に占める不法滞在者の割合(平成22年)



注：出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第3条違反の不法入国者、入国審査官から上陸の許可を受けずに本邦に上陸した不法上陸者及び適法に入国した後在留期間を経過して残留している者等の不法残留者

(5) 来日外国人犯罪の組織化の動向

平成22年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は、51.8%と、日本人(15.8%)の約3.3倍に上り^(注)、罪種別にみると、住宅を対象とした侵入盗で89.7%と共犯事件の割合が極めて高く、強盗では40.5%が共犯事件となっている。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で行われる場合が多く、来日外国人犯罪の組織化の傾向がうかがえる。

図2-17 来日外国人刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合の推移(平成13~22年)

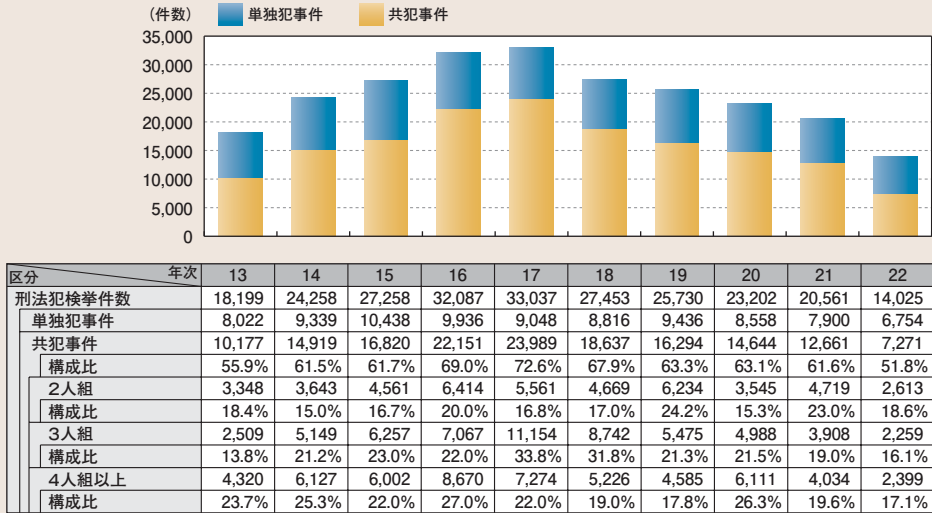
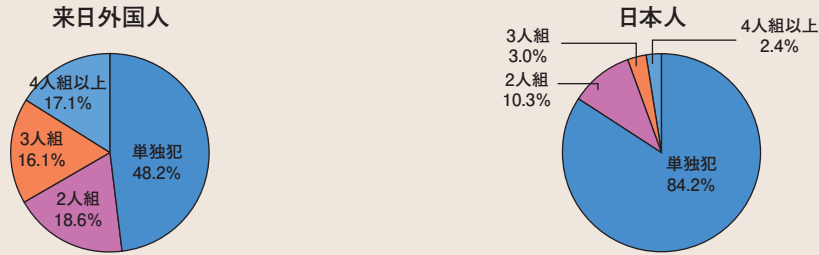


図2-18 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(平成22年)



| | 合計 | 来日外国人 | | | | | | 日本人 | | | | | |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 単独犯 | 共犯 | 2人組 | 3人組 | 4人組以上 | うち 不法滞在者 | 合計 | 単独犯 | 共犯 | 2人組 | 3人組 | 4人組以上 |
| 刑法犯 | 14,025 | 6,754 | 7,271 | 2,613 | 2,259 | 2,399 | 2,957 | 463,447 | 390,400 | 73,047 | 47,815 | 14,046 | 11,186 |
| | 構成比 | 48.2% | 51.8% | 18.6% | 16.1% | 17.1% | 21.1% | 構成比 | 84.2% | 15.8% | 10.3% | 3.0% | 2.4% |
| 凶悪犯 | 168 | 118 | 50 | 26 | 12 | 12 | 11 | 4,983 | 4,324 | 659 | 356 | 171 | 132 |
| | 構成比 | 70.2% | 29.8% | 15.5% | 7.1% | 7.1% | 6.5% | 構成比 | 86.8% | 13.2% | 7.1% | 3.4% | 2.6% |
| うち 強盗 | 111 | 66 | 45 | 22 | 11 | 12 | 10 | 2,295 | 1,778 | 517 | 267 | 141 | 109 |
| | 構成比 | 59.5% | 40.5% | 19.8% | 9.9% | 10.8% | 9.0% | 構成比 | 77.5% | 22.5% | 11.6% | 6.1% | 4.7% |
| 窃盗犯 | 10,474 | 3,881 | 6,593 | 2,319 | 2,042 | 2,232 | 2,794 | 303,682 | 251,288 | 52,394 | 37,273 | 10,540 | 4,581 |
| | 構成比 | 37.1% | 62.9% | 22.1% | 19.5% | 21.3% | 26.7% | 構成比 | 82.7% | 17.3% | 12.3% | 3.5% | 1.5% |
| うち 侵入盗 | 3,552 | 416 | 3,136 | 843 | 1,426 | 867 | 2,143 | 65,152 | 52,994 | 12,158 | 7,588 | 2,848 | 1,722 |
| | 構成比 | 11.7% | 88.3% | 23.7% | 40.1% | 24.4% | 60.3% | 構成比 | 81.3% | 18.7% | 11.6% | 4.4% | 2.6% |
| うち 住宅対象 | 3,333 | 344 | 2,989 | 806 | 1,369 | 814 | 2,052 | 35,437 | 30,285 | 5,152 | 3,665 | 1,038 | 449 |
| | 構成比 | 10.3% | 89.7% | 24.2% | 41.1% | 24.4% | 61.6% | 構成比 | 85.5% | 14.5% | 10.3% | 2.9% | 1.3% |
| その他 | 3,383 | 2,755 | 628 | 268 | 205 | 155 | 152 | 154,782 | 134,788 | 19,994 | 10,186 | 3,335 | 6,473 |
| | 構成比 | 81.4% | 18.6% | 7.9% | 6.1% | 4.6% | 4.5% | 構成比 | 87.1% | 12.9% | 6.6% | 2.2% | 4.2% |

注：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

2 犯罪のグローバル化及び犯罪インフラに対応するための取組

(1) 犯罪のグローバル化の状況

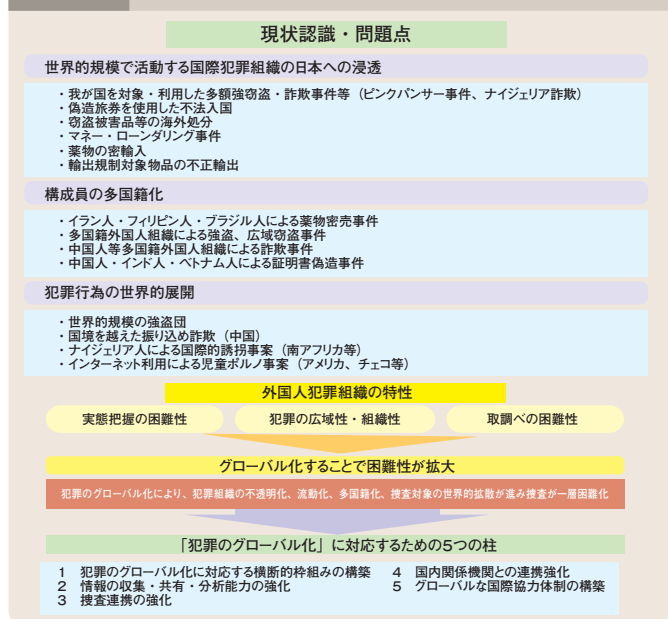
最近の来日外国人犯罪の特徴として、世界的規模で活動する犯罪組織が、我が国の犯罪組織等と相互に連携・補完を図りつつ、より大規模かつ効率的に犯罪を敢行していること、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が、それぞれの特性を生かして役割を分担するなど、国籍等にかかわらず結びついていること、犯行関連場所が日本国内のみにとどまらず複数国に及んだり、被疑者や被害者との関係を有しない地域であったりすることが挙げられ、「犯罪のグローバル化」は治安に対する重大な脅威となっている。

(2) 犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの策定

犯罪のグローバル化に対応するには、発生した事件の検挙のみにとどまることなく、犯罪のグローバル化を支えるネットワーク等を解明し、情報の収集・分析能力を高めるなど、国際犯罪組織を解体するための体制を強化する必要がある。また、国際組織犯罪は、犯行形態の広域性・多様性を強めていることから、警察が部門や管轄を越えて連携を強化するとともに、外国治安機関等との連携を緊密化させていくことが不可欠である。

警察庁では、平成22年2月、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定し、警察組織の総合力を発揮した効率的な対策を推進している。

図2-19 犯罪のグローバル化に対応するための戦略プランの概要



コラム ④ ヤード対策

ヤードとは、周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設のことをいい、農村部を中心として日本全国に多数点在している。一部のヤードが犯罪の温床となっている状況がみられ、このまま放置すれば我が国の治安上大きな脅威となることから、警察では平成22年6月、全国一斉ヤード対策を実施するなど、犯罪の関与が疑われるヤードに対する諸対策を推進している。

事例

Case

ヤード経営者であるナイジェリア人の男(46)は、盗難自動車を買取り、ヤード内で解体して自動車部品としてナイジェリアに輸出していた。輸出するに当たり、同男は日本の貿易会社社長らと結託して、ナイジェリアでの関税の支払いを免れるため、輸出貨物量を過少申告していた。22年6月、ナイジェリア人1人、スリランカ人1人及び日本人2人を有価証券虚偽記入罪で逮捕した(兵庫)。

(3)国内関係機関との連携

平成17年1月、警察庁、法務省及び財務省は共同で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と同省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合することのできる事前旅客情報システム (APIS)^(注1)を導入した。18年の入管法の改正により、19年2月からは、情報の事前提出が航空機及び船舶の長に義務付けられ、同年11月からは、偽変造旅券の使用や他人へのなりすましによる不法入国を防ぐため、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報を提出することが義務化された。さらに、法務省が警察庁の協力を得て ICPO 紛失・盗難旅券データベースに蓄積された各国の情報を入国審査に活用することとされ、警察庁では、法務省における同データベースの活用のためのシステム開発に協力し、21年から、法務省において同データベースの活用が開始され、国際組織犯罪やテロ等の取締り等の効率化が図られている。

(4)外国治安機関等との連携

日本で犯罪を敢行した被疑者が外国人である場合、住所、氏名、生年月日等を把握するためには、その者の国籍国への照会を要する場合があります。また、被疑者が海外に逃亡した場合、逃亡先国における所在確認等の捜査協力を依頼しなければならない。さらに、外国に本拠を置く国際犯罪組織については、世界の各国にわたって犯罪を敢行していることから、関係国の治安機関等との情報交換、被疑者の検挙に向けた共同オペレーション等を通じた連携が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPO を通じた国際協力

ICPO は、昭和31年に設立された各国の警察機関を構成員とする国際機関であり、事務総局はフランス・リヨンに置かれている。その任務は、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための各種国際会議の開催、国際手配書の発行等多岐にわたり、平成22年末現在188の国・地域が加盟している。

ICPO は、加盟国・地域間の情報交換を迅速かつ確実に進めるようにするため、独自の通信網を整備して盗難車両、紛失・盗難旅券、国外逃亡被疑者等に関するデータベースを運用しており、全加盟国・地域がこの通信網^(注2)を通じて、直接検索を行うことができる。

警察庁は、捜査協力の実施のほか、各種会合への参加、事務総局への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPO の活動に貢献している。

② 外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPO ルートを通じた捜査協力のほか、外国捜査機関と外交ルートや刑事共助条約(協定)に基づく捜査協力を実施するなど、連携を図っている。また、中央当局間協議の開催等を通じて、外国治安機関との連携を図っている。

(5)国外逃亡被疑者等の追跡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者(以下「国外逃亡被疑者等」という。)の数は依然として多い。被疑者が国外に逃亡することにより、外国捜査機関との

注1 : Advance Passenger Information System

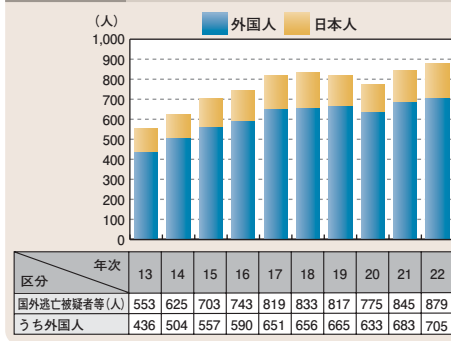
2 : I-24/7(Interpol's global police communications system 24/7)

捜査協力が必要となる場合も多く、捜査も困難になる。しかし、警察では、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進め、厳正な対処に努めている。

被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、入国管理局に手配するなどして出国前の検挙に努める一方で、被疑者が国外に逃亡した場合には、外交ルートやICPOルートによる関係国の捜査機関等との捜査協力や刑事共助条約（協定）に基づく共助の実施を通じ、被疑者の人定や所在の確認等を進めている。その上で、犯罪人引渡条約等に基づいて被疑者の引渡しを受けたり、被疑者が逃亡先国で退去強制処分に付された場合には、その被疑者の身柄を公海上の航空機で引き取ったりするなどして確実な検挙に努めている。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関等に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促している。

図2-20 国外逃亡被疑者等の推移(平成13~22年)



事例 Case

平成19年6月、東京都内の貴金属店に客を装って侵入し、店内に陳列されていた2億8,000万円相当の貴金属を奪い取った強盗致傷事件で国際手配されていた「ピンクパンサー」と呼ばれる国際的武装強盗団の構成員であるモンテネグロ人の男(43)らについて、警察ではICPO及び関係外国機関と緊密に連携を図りながら捜査中のところ、1人がスペインで身柄を拘束されていることが判明したことから、同国に対し外交ルートによる身柄引渡請求を行い、22年8月、身柄の引渡しを受け、同人を逮捕した(警視庁)。

(6) 犯罪インフラ対策

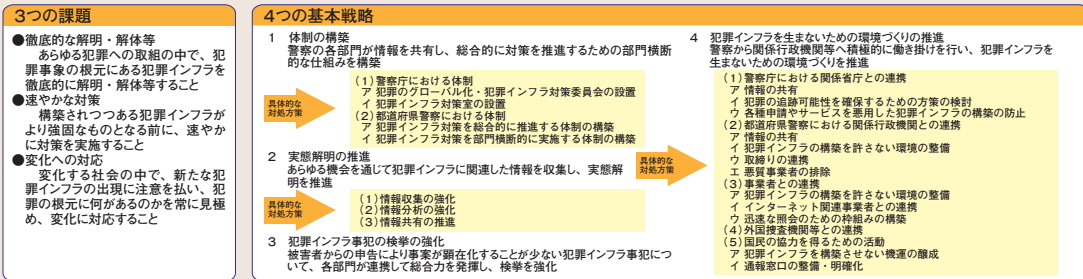
犯罪のグローバル化が進む背景には、国際犯罪組織が、犯罪を助長し、又は容易にする基盤である「犯罪インフラ」を利用して、各種犯罪を効率的に敢行している状況がある。

また、犯罪インフラは、社会の急速な変化に応じて、グローバル化する犯罪にとどまらず、国内の組織犯罪、詐欺、窃盗、サイバー犯罪等のあらゆる犯罪の分野で着々と構築され、巧妙に張り巡らされてきており、その存在は治安に対する重大な脅威となっている。犯罪インフラ対策は根源的な犯罪対策といえ、10年先の治安対策という観点からも速やかに対策を実施することが重要である。

コラム ⑤ 犯罪インフラ対策プランの策定

警察庁では、23年3月、犯罪インフラに対応するための基本方針として、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「犯罪インフラ対策プラン」を策定した。警察では同プランに基づき、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進している。

犯罪インフラ対策プランの概要



1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剝奪することが重要である。警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、関係機関、事業者、外国 FIU^(注1)等と協力して犯罪収益対策を推進している。

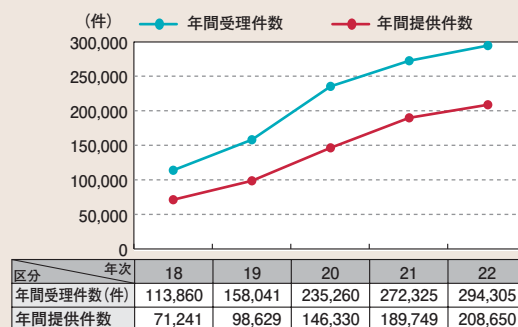
(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、特定事業者^(注2)により顧客等の本人確認、疑わしい取引の届出等の措置が適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会、ウェブサイト等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、国家公安委員会・警察庁は、特定事業者が顧客等の本人確認義務等に違反していると認めた場合、犯罪収益移転防止法に基づき、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見を述べるができるものとされており、平成22年中は13件の意見陳述を行った。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会・警察庁が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁を始めとする捜査機関等に提供し、各捜査機関等においては、マネー・ローンダリング事犯^(注4)の捜査等に活用している。警察において、平成22年中に疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は390事件と、前年より53事件(15.7%)増加した。このうち、258事件は詐欺事件で、全体の66.2%を占めた。また、22年中に疑わしい取引に関する情報を端緒としてマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数は17事件であった。

図2-21 疑わしい取引の届出状況の推移(平成18~22年)



注1：年間受理件数とは、平成18年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合算である。

注2：年間提供件数とは、平成18年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合算である。

コラム ⑥ 犯罪収益移転防止法の改正

平成23年4月、第177回国会において、電話転送サービス事業者の特定事業者への追加、取引時の確認事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を内容とする犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律が成立した。改正法は、公布の日(同月28日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される(預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化については同年5月28日から施行された)。

注1：Financial Intelligence Unit の略。資金情報機関と呼ばれ、疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。日本の FIU は、国家公安委員会・警察庁が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者及び電話受付代行業者は業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨届け出ることが義務付けられている。

注4：129頁参照

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

平成22年中におけるマネー・ローンダリング事犯^(注1)の検挙件数は、組織的犯罪処罰法違反で205件(前年比21件減少)、麻薬特例法違反で9件(前年比1件減少)であり、暴力団構成員等によるものが、組織的犯罪処罰法違反で43.9%、麻薬特例法違反で55.6%を占めている。

22年中における暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪^(注2)別にみると、主要なものとしては、詐欺が24件、ヤミ金融事犯が17件、売春防止法等違反が15件となっているが、その他にも、賭博、窃盗、わいせつ物頒布等事犯、薬事法違反、商標法違反等と多様であり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリング行為を行っている実態がうかがわれる。

また、22年中の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯のうち、11件が来日外国人によるものであった。

表2-13 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移(平成18~22年)

| 区分 | | 年次 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-----------------|----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 組織的犯罪処罰法 (件) | 法人等経営支配(第9条) | | 134(53) | 177(60) | 173(63) | 226(90) | 205(90) |
| | 犯罪収益等隠匿(第10条) | | 1(0) | 0 | 1(1) | 0 | 1(0) |
| | 犯罪収益等收受(第11条) | | 91(18) | 137(35) | 134(41) | 172(49) | 139(46) |
| 麻薬特例法(件) | | | 42(35) | 40(25) | 38(21) | 54(41) | 65(44) |
| | 薬物犯罪収益等隠匿(第6条) | | 10(5) | 7(5) | 12(5) | 10(4) | 9(5) |
| | 薬物犯罪収益等收受(第7条) | | 5(3) | 5(4) | 10(4) | 5(1) | 8(4) |
| | | | 5(2) | 2(1) | 2(1) | 5(3) | 1(1) |

注：()内は、暴力団構成員等によるものを示す。(警察庁把握分)

事例

Case

海外に拠点を置くナイジェリア人犯罪組織と関係を有するナイジェリア人の男(44)らは、20年10月、米国内で敢行された詐欺事件の詐欺金(総額約28億円)を正当な振込送金であるかのように装って、米国内の銀行口座から、日本、韓国等7か国の指定口座に入金させ、犯罪収益金の一部であることを知りながら、約9億8,000万円を日本国内の銀行口座に振り込ませ、正当な事業収益と偽って引き出した。22年9月、ナイジェリア人3人、ガーナ人1人及び日本人2人を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で逮捕した(警視庁、埼玉、宮城)。

注1：マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見、犯罪の検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法第6条及び第7条でマネー・ローンダリングが犯罪とされている。

注2：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリング行為の対象となる犯罪

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、これを剥奪することが重要である。犯罪収益の没収^(注1)・追徴^(注2)は、裁判所の判決により言い渡されるが、没収・追徴の判決が言い渡される前に、犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、表2-14のとおりである。

表2-14 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移(平成17～21年)

| | 年次 | 没 収 | | 追 徴 | | 総 数 | |
|----------|----|-------|---------|-------|-----------|-------|-----------|
| | | 人員(人) | 金額(千円) | 人員(人) | 金額(千円) | 人員(人) | 金額(千円) |
| 組織的犯罪処罰法 | 17 | 18 | 69,958 | 54 | 585,698 | 72 | 655,657 |
| | 18 | 27 | 150,406 | 75 | 1,869,842 | 102 | 2,020,248 |
| | 19 | 29 | 104,020 | 67 | 603,680 | 96 | 707,700 |
| | 20 | 40 | 335,721 | 79 | 560,791 | 119 | 896,512 |
| | 21 | 98 | 105,774 | 129 | 3,414,672 | 227 | 3,520,446 |
| 麻薬特例法 | 17 | 39 | 53,674 | 316 | 1,324,360 | 355 | 1,378,034 |
| | 18 | 62 | 79,264 | 373 | 1,740,761 | 435 | 1,820,025 |
| | 19 | 53 | 153,830 | 285 | 1,128,689 | 338 | 1,282,519 |
| | 20 | 61 | 93,695 | 362 | 1,391,545 | 423 | 1,485,240 |
| | 21 | 68 | 34,087 | 350 | 1,428,732 | 418 | 1,462,820 |

注1：法務省資料による。
 2：金額は、千円未満切り捨てである。
 3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

平成22年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で賭博、ヤミ金融事犯、わいせつ物頒布等事犯、売春防止法違反、詐欺、廃棄物処理法違反等に関して70件(前年比16件(29.6%)増加)発出され、麻薬特例法で13件(前年比5件(62.5%)増加)発出されている。

表2-15 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移(平成18～22年)

| 区分 | 年次 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|-------------|----|------|-------|--------|--------|--------|
| 組織的犯罪処罰法(件) | | 9(3) | 21(7) | 44(21) | 54(23) | 70(36) |
| 麻薬特例法 | | 3(2) | 4(3) | 7(5) | 8(5) | 13(7) |

注：()内は、暴力団構成員等に係るものを示す。(警察庁把握分)

注1：物の所有権を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑をいう。
 2：没収することができる物の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分をいう。

4 国際連携

国境を越えて取行されるマネー・ロンダリングやテロ資金供与を防止するためには、相対的に規制の緩い国の金融サービス等が悪用されることのないよう、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、金融活動作業部会(FATF)^(注1)、アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)^(注2)、エグモント・グループ^(注3)等の枠組みの下、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁も、これらの活動に積極的に参画している。

(1) FATF の活動内容と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成22年12月末現在、我が国を含む34の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、それぞれ「40の勧告」、「9の特別勧告」として示している。また、FATFは、加盟国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各加盟国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても、20年に3回目の審査が実施された。これを受けて、我が国は、22年10月、パリで開催された全体会合において、同審査で指摘された各勧告の改善状況を報告した。

警察庁では、従来から、FATFの活動に積極的に参画しており、22年中は、年3回の全体会合に職員を派遣した。

(2) APG の活動内容と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ロンダリング対策を促進するために設置された国際協力の枠組みであり、平成22年12月末現在、我が国を含む40の国・地域が参加している。警察庁では、22年中、年次会合のほか、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の手口分析の研究のための会合に職員を派遣した。

(3) 外国 FIU との情報交換

国境を越えて行われるマネー・ロンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国FIUが密接に連携し、それぞれが保有する情報を積極的に交換することが必要である。国家公安委員会・警察庁では、エグモント・グループの活動、外国FIUとの協議等を通じて連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、国家公安委員会・警察庁では、平成22年中、新たに6か国のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定し、これにより、22年12月末現在、合計26の国・地域との間で情報交換のための枠組みを設定している。



インドFIUとの情報交換枠組みの設定

注1：Financial Action Task Force

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering

3：各国FIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された国際機関。平成22年12月末現在、我が国を含む120の国・地域のFIUが加盟している。

警察活動の最前線



警視庁
ビーボくん

暴力団排除の醍醐味

前 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課(現 目黒警察署地域課)

みやざき まき
宮崎 真紀 警部

「暴力団は私たちの街から出て行け！」東京の下町に、住民の掛け声が響き渡りました。暴力団事務所を撤去するための住民運動が立ち上がった瞬間です。

暴力団排除を担当して数年、これまで民間企業や行政の方々とは暴排組織を立ち上げたり、暴力団事務所撤去や民事訴訟等の支援をしてきましたが、民間の暴排活動が暴力団に与える打撃の大きさにいつも驚かされ、取締りとはまた別の手段で暴力団と闘うこの仕事に、やりがいと面白さを実感する毎日です。

初めてお会いした方からは、「女性が暴力団相手の仕事をするのですか」と驚かれることが多いのですが、それにはすかさず「私のバックには『警視庁』がついていますから」とにっこり切り返すことにしています。暴排は組織対応が基本ですから、「こんなか弱い(?)女性でも暴力団対策ができるなら、私も大丈夫かな」と自信を持っていただけているのではないのでしょうか。

この仕事を担当して一番うれしいことは、立ち上げた暴排組織が成長し、独自に対策を講じて暴力団を排除した時です。前述の住民運動も、きつと下町の団結力で暴力団事務所を追放できると信じています。



京都府警察
ポリスマろん

後続く捜査員に夢を託し

京都府警察本部組織犯罪対策統括室組織犯罪対策第三課

おの のぶよし
小野 信義 警部補

薬物・銃器事犯の捜査に携わり、はや27年の歳月が過ぎようとしている今、私は、後輩の指導育成を任され、京都府警察技能指導官の命を受け励んでいるところです。

薬物は蔓延することによって国が滅び、銃器は国の治安を揺るがすもので、長年重大な社会問題となっている犯罪です。また、この種の犯罪は、暴力団等の犯罪組織が深く関与していることから、そのような組織に接近し、適正捜査を守っての犯罪者との闘いでは様々な困難な局面に当たります。

薬物・銃器事犯は、潜在犯として社会を浸食しており、その捜査には情報が命となります。これまでに私が経験した事例として、薬物の大量密輸や暴力団が管理する武器庫の摘発等がありますが、これらの事件は、情報がなければ犯人検挙につながりません。

薬物・銃器事犯の捜査は奥が深く、捜索現場等での擬律判断も高度なものが求められます。時代の流れとともに日々変化する犯罪情勢に対応できる捜査員の育成を目指し、諸先輩が残した良き伝統・財産を継承しつつ、薬物・銃器事犯の撲滅に向け、自分が得た宝である知識や経験を、若い捜査員に夢を託して伝承指導していきたいと思っています。

